24　施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号イに掲げる保育所を設置しようとする者のその設置しようとする保育所及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

25　施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号ロに掲げる保育機能施設を設置しようとする者のその設置しようとする保育機能施設（その者が当該保育機能施設を廃止し、その職員組織等を基に保育所を設置することとなる場合には、当該保育所）及びその者が設置する幼稚園を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

第十八条の二十一第九項第一号中「又は同条第五項」を「又は同条第十項」に改め、同号イ中「請負契約書」の下に「の写し」を加え、「第二十一項に規定する補助金等」を「第二十三項に規定する補助金等」に、「補助金等の額」という。）又は」を「補助金等の額」という。）を証する書類、同条第五項又は第二十三項に規定する」に改め、「証する書類」の下に「の写し」を加え、「又はその写し」を削り、同号イ(3)中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同号イに次のように加える。

(5)　当該居住用家屋又は当該認定住宅に係る法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（以下この項において「住宅の取得等」という。）が同条第五項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）に該当する場合には、その該当する事実

第十八条の二十一第九項第一号ロ中「第十六項、」を「第十七項、」に改め、同号ロ(1)中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同号ニ中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に改め、同号ホ中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「認定低炭素住宅」を「低炭素建築物に該当する家屋」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　その家屋が法第四十一条第十項に規定する市町村長又は特別区の区長の同項の規定による証明書

令第二十六条第二十二項に規定する市町村長又は特別区の区長の同項の規定による証明書

第十八条の二十一第九項第二号中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同号イ中「売買契約書」の下に「の写し」を加え、「額又は」を「額を証する書類、」に改め、「証する書類」の下に「の写し」を加え、「又はその写し」を削り、同号イに次のように加える。

(5)　当該居住用家屋又は当該認定住宅に係る住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その該当する事実

第十八条の二十一第九項第二号ハ中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に改め、同号ニ中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「認定低炭素住宅」を「低炭素建築物に該当する家屋」に改め、同号に次のように加える。

ホ　その家屋が法第四十一条第十項に規定する特定建築物に該当する家屋である場合には、施行令第二十六条第二十二項に規定する市町村長又は特別区の区長の同項の規定による証明書

第十八条の二十一第九項第三号イ中「売買契約書」の下に「の写し」を加え、「額又は」を「額を証する書類、」に改め、「証する書類」の下に「の写し」を加え、「又はその写し」を削り、同号イに次のように加える。

(5)　当該既存住宅に係る住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その該当する事実

第十八条の二十一第九項第四号ロを次のように改める。

ロ　当該増改築等に係る工事の請負契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類その他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1)　当該増改築等をした年月日

(2)　当該増改築等に要した施行令第二十六条第五項に規定する費用の額

(3)　当該増改築等に係る住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その該当する事実

第十八条の二十一第九項第四号ニ中「第十四項各号」を「第十五項各号」に改め、同条第十項中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第十一項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第十一項又は第十四項」を「同条第十八項又は第二十一項」に、「及び第十一項又は第十四項」を「及び第十八項又は第二十一項」に改め、同条第十二項中「同項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋であることにつき」を削り、同条第十三項中「第二十六条第二十一項」を「第二十六条第二十二項」に改め、「同項に規定する低炭素建築物に該当する家屋であることにつき」を削り、同条第二十項中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第二十二項」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四十一条第十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第四十一条第十二項」を「第四十一条第十九項」に、「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第四十一条第十二項に規定する財務省令」を「第四十一条第十九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十一条第十二項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十六条第二十六項第三号」を「第二十六条第二十六項第一号」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十六条第二十六項第一号」を「第二十六条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十六条第二十三項（同条第二十四項」を「第二十六条第二十五項（同条第二十六項」に、「同条第二十三項各号」を「同条第二十五項各号」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十三項第一号」を「第二十六条第二十五項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第二十三項第二号」を「第二十六条第二十五項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第二十三項第三号」を「第二十六条第二十五項第三号」に改め、同項第四号中「第二十六条第二十三項第四号」を「第二十六条第二十五項第四号」に改め、同項第五号中「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改め、同項第六号中「第二十六条第二十三項第六号」を「第二十六条第二十五項第六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　施行令第二十六条第二十二項に規定する財務省令で定める要件は、同項に規定する認定集約都市開発事業計画に係る認定が、当該計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業により整備される同項に規定する特定建築物全体及びその者のその居住の用に供する家屋に係る当該特定建築物の住戸の部分を対象として同法第十条第一項又は第十一条第一項の規定により受けた認定であることとする。

第十八条の二十二第二項第二号中「同条第五項」を「同条第十項」に改める。

第十八条の二十三第一項第三号中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同項第四号中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第十八条の二十三の二第二項中「第十八条の二十一第十四項各号」を「第十八条の二十一第十五項各号」に改め、同条第九項中「第二十六条第二十六項第一号」を「第二十六条第二十八項第一号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第十項中「第二十六条の四第二十二項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第十一項中「第四項」を「第五項」に、「第四十一条の規定」を「第四十一条第一項の規定」に改め、「又は第六項」を削り、「）の金額」の下に「又は法第四十一条の三の二第七項に規定する断熱改修住宅借入金等（以下この条において「断熱改修住宅借入金等」という。）の金額」を加え、「第二十六条の四第二十五項」を「第二十六条の四第二十三項」に改め、同項第一号中「第十八項第六号」を「第十七項第六号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その者の住宅の増改築等に係る工事の請負契約書の写し、施行令第二十六条の四第二項に規定する補助金等の額を証する書類、第一項又は第二項に規定する書類その他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

イ　当該住宅の増改築等をした年月日

ロ　当該住宅の増改築等に要した施行令第二十六条の四第二項に規定する費用の額